

令和5年（行ウ）第95号、同第332号

神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 カップ・ロッシェル 外

被告 東京都（処分行政庁 東京都知事）

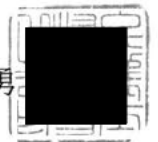
準備書面（5）

令和7年9月16日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

橋本 勇



被告指定代理人

加登屋 毅



同

鳳城 和明



同

橋詰 雄太



同

倉員 拓



（本件連絡担当）

被告は、本準備書面において、令和7年2月19日付けの原告ら準備書面(4)（以下「原告ら準備書面(4)」という。）及び令和6年12月6日付けの原告長谷川準備書面(2)（以下「長谷川準備書面(2)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、被告の従前の例による。

第1 被告には環境配慮審査の義務がないことについて（原告ら準備書面(4)）

1 原告らは、原告ら準備書面(4)において、総じて、都市再開発法7条の14に定める都知事の施行認可と東京都環境影響評価条例60条に基づく許認可権者への要請との関係について主張するものと解される。

すなわち、被告が、東京都環境影響評価条例60条の要請について「許認可の条件として評価書の内容を付け加えるものではなく、許認可そのものは当該許認可について定める法令及び条例の規定に従ってなされるべきことを前提とした上で、評価書の内容を踏まえた行政指導…として、指導、勧告、助言等を行うことを要請するものである」と主張したことに対し（被告準備書面(2)第1の2〔3頁以下〕）、原告らは、「本件事業者が東京都に提出した環境影響評価書の瑕疵とそれに基づく東京都知事の本件再開発事業の施行認可の効力について論ずる」（原告ら準備書面(4)11頁）などとして、本件環境影響評価書に重大な瑕疵があることと本件処分¹の違法性との間に関連性があることを主張する。

2 そこで、原告らの論ずる本件環境影響評価書の瑕疵と本件処分との関連性についてみると、原告らは、都知事が「本件再開発事業の施行認可をするに当たっては、…環境配慮審査適合性の審査を行わなければならないところ」、重大な瑕疵のある本件環境影響評価書を審査しても環境配慮審査を行ったことにはならないから、本件処分は違法である旨主張するようである（原告準備書面(4)第4〔56頁以下〕）。

しかしながら、後記3のとおり、原告らの上記主張は、都知事が、本件処分に当たり、本件環境影響評価書に基づき「環境配慮審査適合性の審査を行わなければならない」という誤った解釈を前提とするものであり、失当である。

- 3 原告らが、都知事が「環境配慮審査適合性の審査を行わなければならない」とする主張の枠組みをみると、①環境影響評価法33条では、対象事業に係る許認可権者が当該免許等の審査を行う際には、評価書等に基づいて、当該対象事業につき、環境保全への適正な配慮があるか否かを審査しなければならないと定めていること（以下、この審査を「環境配慮審査」といい、同審査について定める環境影響評価法33条を「横断条項」という。）、②東京都環境影響評価条例には同法33条のような横断条項はないが、横断条項は同条例に基づく環境影響評価にも準用又は類推適用されるべきであること、③したがって、都知事は、本件再開発事業の施行認可を行うに際し、本件環境影響評価書に基づいて、対象事業につき、環境配慮審査を行わなければならないものであること、というものである（原告準備書面(4)第2〔2頁以下〕）。
- 4 しかしながら、東京都環境影響評価条例に横断条項又は横断条項を準用若しくは適用する旨の規定がない場合であっても、東京都が実施する環境影響評価に横断条項が準用又は類推適用されるべきであるとする原告らの主張は、何らの法的根拠によらない独自の見解に基づくものである。

加えて、そもそも環境影響評価法は、およそ我が国において行われる環境影響評価総体を規律するという考え方には立っておらず、国と地方が適切な役割分担の下にそれぞれの環境影響評価制度を運営するという考え方の下、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、国家的な見地から環境影響評価を行わしめる必要のある事業のみを同法の対象とし、その他の事業について環境影響評価を行わせるかどうかは、地方公共団体の判断に委ねるという考え方に立っている（環境影響評価研究会編「逐条解説 環境影響評価法改訂版」〔53頁〕・乙83）。

また、同法62条は、「地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」旨定めるが、ここでいう「法律の趣旨を尊重」とは、地方公共団体が条例等により環境影響評価手続を定めるに当たっては、同法の考え方や趣旨全体を参照し、整合のとれたものとするのが要請される

という考え方を訓示規定として示したものであり、同法の個々の手続を個別に参照することを求めたものではないとされる（前掲「逐条解説 環境影響評価法 改訂版」〔308～309頁〕・乙83）。

こうした環境影響評価法の考え方からすれば、同法で対象としてない事業に対し、地方公共団体が自らの判断に基づき実施する環境影響評価について、その条例等に横断条項の規定がない場合であっても横断条項が当然に準用又は類推適用されるべきであるとする原告らの主張は、同法の趣旨に反するものといわざるを得ない。

- 5 以上のことから、横断条項が当然に東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価にも準用又は類推適用されることを前提に、都知事が、本件処分に際し、横断条項と同様の環境配慮審査を行わなければならなかったとする原告らの主張は、その前提を誤るものとして失当である。

第2 地区計画との不整合について（長谷川準備書面(2)第1の4〔4頁以下〕）

- 1 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合しないと認めるときは、都道府県知事は施行の認可をすることができないところ（都市再開発法7条の14条4号）、原告長谷川は、本件事業計画の内容が本件都市計画（神宮外苑地区地区計画）で定められた「保全緑地1号」及び「緑道1号」を毀損するおそれが高く、都市計画に適合しないものであることから、施行の認可をすることは許されない旨主張する。
- 2 この点につき、被告は、本件事業計画書（乙2）をみても、本件事業計画により「保全緑地1号」及び「緑道1号」を毀損するおそれがあることを示す記載はないこと、結局のところ、原告長谷川の主張する「保全緑地1号」及び「緑道1号」を毀損するおそれとは、本件環境影響評価書における対象事業が、「保全緑地1号」及び「緑道1号」の環境、すなわち建国記念文庫の森やイチョウ並木の環境に与える影響の程度を問題とするものであり、このことは、施行認可の申請の際に提出される法定の事業計画書をもって判断されるべき事項ではない旨反論したところである（被告準備書面(2)第2の2(2)〔11頁以下〕）。

3 これに対し、原告長谷川は、「東京都環境影響評価審議会…では、本件の事業計画に含まれる建築計画では、建国記念文庫の森やイチョウ並木等に関する保全措置が不十分であるとして、ラグビー場や新野球場の建築計画についての改善」が指摘されていたことや、本件施行者が「新野球場の建築後退距離をさらに約10m大きくする設計変更を公表」したり、「環境影響評価手続において変更届」を提出したことをもって、東京都環境影響評価審議会や本件施行者も、本件事業計画が「保全緑地1号」及び「緑道1号」を毀損するおそれがあることを認めていた旨主張するものと解される（長谷川準備書面(2)第1の4(2)エ(イ)及び(ロ)〔7頁以下〕）。

4 しかしながら、原告長谷川のいう東京都環境影響評価審議会の指摘（甲A35、甲A36）や本件施行者による設計変更の公表（被告準備書面(4)第2の(29)・乙80参照）や変更届の提出（被告準備書面(4)第2の(31)・乙82、甲A31）というのは、その内容からも明らかなように、被告における環境影響評価制度という手続の中で、対象事業の実施が神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木やイチョウ並木の環境に与える影響の程度を考慮し、計画区域全体で一本でも多く既存樹木を保全するために工夫できることはないか、イチョウ並木の保全のためのより良い生育環境の充実を図るために工夫できることはないか、という見地に立って行われたものであって、本件事業計画の内容が「保全緑地1号」及び「緑道1号」それ自体を毀損するおそれがあることを考慮して行われたものではない。

よって、東京都環境影響評価審議会の指摘や本施行者の設計変更の公表、変更届の提出がなされたことをもって、本件事業計画が都市計画に適合しないとする原告長谷川の主張には理由がない。

以上